

別紙6 国庫補助負担金の重点化（採択基準の引上げ等）

以下の国庫補助負担金については、採択基準の引上げ等により重点化を行う。

（第4 2(3)ウのうち〔それ以外のもの〕（計画本文P.35））

〔北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁〕漁港漁村整備費補助（漁港漁村環境整備事業費等補助）

採択基準の引上げを行う。

〔
道 1億円→1億5千万円
〕

【措置済み（平成10年4月1日付け農林水産事務次官通達）】

〔
道 2千万円→3千万円
〕

【措置済み（平成10年4月8日付け農林水産事務次官通達）】

〔
道 2千万円→3千万円
〕

【措置済み（平成10年4月1日付け農林水産事務次官通達）】

〔
道 2千万円→3千万円
〕

【措置済み（平成10年4月8日付け水産庁長官通達）】

〔北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁、建設省〕都市公園事業費補助

防災公園の採択基準の見直し等を行う。

（・一次避難地の対象都市に関する要件の撤廃）

（・広域避難地及び一次避難地となる防災公園の設置される危険地域の要件を明確に規定）

（・当該公園の機能の地域防災計画への位置づけ）

（・「広域防災拠点となる都市公園（面積概ね50ヘクタール以上）」の追加）

【措置済み（平成10年度）】

〔北海道開発庁、厚生省〕廃棄物処理施設整備費補助（廃棄物循環型社会基盤施設整備費補助）

（ごみ焼却施設の補助対象の採択基準を原則として5トン/日以上から100トン/日以上に引上げる。）

【措置済み（平成10年4月8日付け厚生事務次官通達）】

〔北海道開発庁、農林水産省〕農地保全事業費補助（地すべり対策事業費補助）

採択基準の引上げを行う。

（3百万円→1千5百万円）

【措置済み（平成10年4月8日付け農林水産事務次官通達）】

〔北海道開発庁〕沿岸漁場整備開発事業費補助（増殖場造成事業費補助）

採択基準の引上げを行う。

〔
道 3千万円→5千万円
〕

〔
道 1億8千万円→3億円
〕

【措置済み（平成10年4月8日付け水産庁長官通達）】

[北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁、農林水産省] 森林保全整備事業費補助

採択基準の引上げを行う。

造林事業（流域森林総合整備事業及び公的分収林整備推進事業）
1 事業主体が実施する施行面積を3ヘクタール以上から4ヘクタール以上へ引上げる。
（ただし、生産森林組合が事業主体となるものについては2.5ヘクタール以上から3ヘクタール以上へ引上げる。）

【措置済み（平成10年4月8日付け林野庁長官通達）】

林道事業（林道改良事業）
5百万円→7百万円

【措置済み（平成10年4月8日付け林野庁長官通達）】

[環境庁] 自然公園等整備費補助

採択基準の引上げを行う。

（園地事業 2千5百万円→3千万円）
（野営場事業 2千万円→2千5百万円）
（駐車場事業 2千万円→2千5百万円）
（博物展示施設事業 2千万円→2千5百万円）

【措置済み（平成10年度）】

[沖縄開発庁、国土庁] 農地等保全管理事業費補助（農地保全事業費補助）

採択基準の引上げを行う。

地すべり対策事業
3百万円→1千5百万円

【措置済み（平成10年4月8日付け農林水産事務次官通達）】

[沖縄開発庁] 沿岸漁場整備開発事業費補助

採択基準の引上げを行う。

魚礁設置事業費補助（浮魚礁設置事業）
県 3千万円→5千万円
増養殖場造成事業費補助（地先型増殖場造成事業）
県 3千万円→5千万円

【措置済み（平成10年4月8日付け水産庁長官通達）】

[文部省] 公立看護大学等経常費等補助金（公立大学等教育設備整備費等）

教育設備基礎的設備の補助対象の採択基準の引上げを行う。

（10万円以上 1千万円未満→5百万円以上 1千万円未満）

【措置済み（平成10年5月8日付け文部省高等教育局長通知）】

[文部省] 私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）

採択基準の引上げを行う。

都道府県補助金児童等一人当たりの金額
（盲・聾・養護学校） 高等部 1,009千円→1,015千円
高等部以外 970千円→976千円

(特殊学級等)	小・中学校	378千円→380千円
	幼稚園	378千円→380千円

【措置済み（平成10年4月8日付け文部省初等中等教育局長通知）】

[文部省] 社会体育施設整備費補助金（体育施設整備費）

採択基準の引上げを行う。

体育館等 （柔剣道場） 450平方メートル以上	→	地域武道センター 550平方メートル以上
水泳プール （水泳プール（一般）） 下限なし	→	地域スイミングセンター 水面積200平方メートル以上
運動場等 （運動場、照明施設） 1,500平方メートル以上	→	地域屋外スポーツセンターの 運動場部分、照明施設部分 2,000平方メートル以上

【措置済み（平成10年度）】

[農林水産省] 農業用施設災害復旧事業費補助

採択基準の引上げを行う。

（30万円→40万円）

【措置済み（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律改正 平成10年3月31日施行）】

[農林水産省] 農地災害復旧事業費補助

採択基準の引上げを行う。

（30万円→40万円）

【措置済み（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律改正 平成10年3月31日施行）】

[農林水産省] 海岸保全施設等災害復旧事業費補助

採択基準の引上げを行う。

（都道府県、指定市 60万円→120万円）

（市町村 30万円→60万円）

【措置済み（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正 平成10年4月17日施行）】

[農林水産省] 治山施設災害復旧事業費補助

採択基準の引上げを行う。

（都道府県 60万円→120万円）

【措置済み（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正 平成10年4月17日施行）】

（都道府県、市町村 30万円→40万円）

【措置済み（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律改正 平成10年3月31日施行）】

[農林水産省] 治山事業費補助

採択基準の引上げを行う。

(山地治山(治山施設修繕) 1千2百万円以上→1千5百万円以上)

(地域防災対策総合治山 1億5千万円以上→2億円以上)

(水源森林総合整備 1億円→1億3千万円以上)

【措置済み(平成10年4月8日付け林野庁長官通達)】

[農林水産省] 林道施設災害復旧事業費補助

採択基準の引上げを行う。

(30万円→40万円)

【措置済み(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律改正 平成10年3月31日施行)】

[農林水産省] 漁港漁村環境整備事業費補助(漁港環境整備事業費補助)

採択基準の引上げを行う。

漁港集落環境整備事業

(2千万円→3千万円)

【措置済み(平成10年4月8日付け農林水産事務次官通達)】

漁港環境整備事業

(2千万円→3千万円)

【措置済み(平成10年4月1日付け農林水産事務次官通達)】

[農林水産省] 漁港漁村総合整備事業費補助(漁港漁村総合整備事業費補助)

採択基準の引上げを行う。

(2千万円→3千万円)

【措置済み(平成10年4月8日付け水産庁長官通達)】

[農林水産省] 沿岸漁場整備開発事業費補助

採択基準の引上げを行う。

魚礁設置事業費補助(浮魚礁設置事業)

都道府県 3千万円→5千万円

増殖場造成事業費補助(地先型増殖場造成事業)

都道府県 3千万円→5千万円

増殖場造成事業費補助(人工湧昇流漁場造成事業)

都道府県 1億8千万円→3億円

海域高度利用システム導入等事業費補助(海域高度利用システム導入事業)

都道府県 3千万円→5千万円

【措置済み(平成10年4月8日付け水産庁長官通達)】

[農林水産省] 漁港施設災害復旧事業費補助

採択基準の引上げを行う。

(負担法)

都道府県、指定市 60万円→120万円

市町村 30万円→60万円

【措置済み(公共土木施設災害復旧事業費国庫

負担法改正 平成10年4月17日施行)】

(暫定法 30万円→40万円)

【措置済み(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律改正 平成10年3月31日施行)】

[建設省] 河川等災害復旧事業費補助

採択基準の引上げを行う。

(都道府県、指定市 60万円→120万円)

(市町村 30万円→60万円)

【措置済み(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正 平成10年4月17日施行)】

[建設省] 都市災害復旧事業費補助

採択基準の引上げを行う。

(都道府県、指定市 60万円→120万円)

(市町村 30万円→60万円)

【措置済み(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正 平成10年4月17日施行)】

[運輸省] 港湾施設災害復旧事業費補助

採択基準の引上げを行う。

(都道府県、指定市 60万円→120万円)

(市町村 30万円→60万円)

【措置済み(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正 平成10年4月17日施行)】

[通商産業省] 工業用水道事業費補助

採択基準の見直しを行う。

(工業用水道事業者が市町村の場合の計画給水量の引上げ。
3,000立方メートル/日超 → 4,000立方メートル/日超)

(改築事業について、「工期が10年以下かつ補助対象事業費が20億円以上」の追加)

【措置済み(平成10年4月1日付け通商産業省環境立地局長通達)】